

有形民俗文化財の防災

小谷竜介

I はじめに

生活の用具である有形民俗文化財は、大規模災害時に最も被害を受ける文化財である。こうした自然災害後に行行政により設定される災害廃棄物集積場をみると、そこにある多くは有形民俗文化財を構成するモノである。もちろん、そうしたモノに価値付けがなされることにより有形民俗文化財となるわけであるが、廃棄物集積場に有形民俗文化財がおかれても全く違和感はない。また、時には明らかに文化財的な価値を有するモノもある。廃棄物集積場にあるモノは、誰でも持って行ってよいものではないとされ、収集の場にすることはできない。そもそも所有者の意思に基づかない文化財の救援はあり得ない。

こうした中で、どのようなモノが有形民俗文化財として救援の対象になるのであろうか。本稿では、有形民俗文化財の文化財的特徴を見た後、救援対象とその活動に関する課題について検討し、今後の民俗文化財防災を考えていく上での一助にするものである。

II 有形民俗文化財の文化財的特徴

文化財保護法では多様な対象を、保護策を元に6種のカテゴリーに分けて文化財に規定している。その中で民俗文化財はいささか特異な文化財カテゴリーである。第一に有形と無形という2つの要素をもっていることがある。第二に「生活の推移」を示す文化財として、指定時における文化財の価値付けに対して、「学術的価値」や「鑑賞的価値」が求められず、「典型」であることが求められることである。後者については、文化的景観も同様の基準が設けられており、唯一ではないが、他の4つのカテゴリーと比すれば特異である。

こうした特徴を持つ民俗文化財において、芸能や祭礼といった、特徴が比較的明瞭な行為が主たる指定対象となっている無形民俗文化財に比して、有形民俗文化財は、生活の用具が対象となっている。この第一の特徴は、日常であるが故に価値に気づきにくいということが上げられる。農具である鋤、労働のときに使うつぎはぎだらけの作業着、日常の食事に用いられる茶碗・汁椀・膳といったものは、一定の年齢以上の人にあっては、自分たちが実際に使っていたものであり、よく見知っているものである。では、本当に知ってい

るのだろうか。この点を問いかけるのが民俗文化財ということになる。

例えば、鍬は刃と柄から構成される。その形状は本稿の読者もイメージされるものだと思う。この鍬も、刃の形は多様であり、一枚の板状になっている平鍬、刃先が三つ叉、四つまたになっているものなどがある。また、柄の長さも一様ではない。さらには、刃と柄の取り付きの角度にも違いがある。この違いは使用目的の違い、すなわち耕起用のもの、土をかぶせるためのもの、のように目的に応じた形状の違いとなる。同時に、扱う土質、粘土質なのか砂質なのか、また、平地なのか、斜面なのか、そうした条件により形状も異なってくる。こうした環境的な要因による違いは、ミクロなレベルでもみられ、市町村レベルでも平鍬が数種類あるという報告もある。そのため、同じ道具がたくさんあるからといって、単に重複として理解することは必ずしもできない。また、この価値付けは、物質文化としてモノから読み取れる情報だけではなく、無形文化である使用法や生み出された背景、すなわち無形民俗文化財から導かれる情報が合わさって行われることも留意が必要である。この部分が、民俗文化財が有形と無形という二つの側面が統一して扱われている理由である。

さらに、福岡直子が「同一種類の資料が多く収集されるということは、それだけその資料が地域内に多く所在しており、多くの人たちが生活のなかで使用してきたという意味を持つ」(福岡2007:p.86,89)、と述べるように、同一種のモノが多数あるということは、そのこと自体が地域の特徴を示しているといえる。この部分は気がつきにくいが、有形民俗文化財の価値において最も重要な部分である。いいかえると、「群」として把握をすることである。それは、鍬など単一の資料が多数ある場合も、ある地域で使われる用具のすべてという場合もあるが、いずれも「群」として把握することで、資料同士の微細な違いや、たくさんある、ということから地域性や歴史性を明らかにしようとするものである。逆に、1点だけの資料から民俗文化財としての価値を見いだすことは困難であることが多い。ここに民俗文化財の救援対象が被災している資料がすべて対象にならない理由もある。

III 博物館資料という有形民俗文化財

広く生活の中にある民俗文化財が、文化財に位置づけられるためには価値付けが必要となる。それが具体的な場となるところのひとつに、博物館（資料館）がある。博物館は原則として資料の収集方針を立て、それに基づき収集している。資料収集方針の例として徳島県立博物館を見てみよう (https://museum.bunmori.tokushima.jp/collection/coll_policy.htm 2022年5月20日最終閲覧)。

徳島県立博物館収集基本方針

徳島の自然と人文に関する資料のすべてを収集の対象とする。
 地域に根ざしたテーマを設定し、計画的かつ集中的な収集をする。
 徳島の概要あるいは特性を把握するため、世界を対象とした比較資料の収集をめざす。
 一次資料のみならずすべての二次資料をも収集する。

(6) 民俗分野

- ア. 地域性あるいは変遷の過程を示す、生活全般に関する資料を収集する。
- イ. 近現代社会において、劇的に生活の変化をもたらした資料、明確な流行を示した資料を収集する。
- ウ. 阿波人形淨瑠璃に関する資料（人形頭・衣装・淨瑠璃本・小道具・その他）を収集する。
- エ. 藍及び染織に関する道具や製品を収集する。
- オ. 生活全般に関する風俗、慣習を映像等に収録する。
- カ. 県内にある民具に関しては、現品の所在情報を収集する。
- キ. 貸出用、普及行事用、展示用資料として、使用可能な、生活全般に関する資料及びその複製品などを収集する。

2004年2月6日改定の「徳島県立博物館資料収集方針」では、基本方針を定めた上で、分野ごとの具体的な方針を示す構成をとっている。民俗分野の収集方針では、最初に「生活全般に関する資料を収集する」とある。ただし、地域性あるいは変遷の過程を示すとあるので、徳島県ならでは、または全国的にみても徳島県にのみに遺っている資料が対象であることがわかる。そのうえで、イからエが各論の資料となっている。すなわち、「近現代に流行を示した資料」「阿波人形淨瑠璃」「藍および染色」である。この3種は、具体的なターゲットを絞った収集となり、アで示した地域性を有したすべては、今後の研究を通して、具体的な対象が選ばれる前の資料というように理解ができる。

この徳島県立博物館資料収集方針を民俗文化財の観点からみると、「生活の変化をもたらした資料」「明確な流行を示した資料」「阿波人形淨瑠璃に関する資料」「藍および染色に関する資料」という4種の価値付けされた資料群が形成されているということができる。さらに、全体にかかる、「地域性」または「変遷を示す」資料の収集がなされていることから、同館の民俗資料全体も、一定の価値付けに基づいて収集されていることが理解できる。

このような資料収集方針はすべての博物館が明文化し公表しているわけではないが、無限にある民俗資料から収蔵資料を収集するにあたり、何かしらのルール・判断材料があることは当然である。それはイコール、博物館に収蔵されている民俗資料は、民俗文化財と

して評価できる価値を有していることを示している。

一方、「無限」と表現したが、民俗文化財は「群」として多数の資料をもって一群となるが、それでも、非常に多くの対象から選別をしていく必要がある。また、価値付けのためには多くの資料を群として捉えて見ていく必要がある。何度も例にして恐縮だが、徳島県立博物館の収集方針でいえば、「阿波人形淨瑠璃」と「藍および染色」はそれに関わる資料というだけで、徳島県における価値付けが明確な資料であるのに対して、「生活の変化をもたらした資料」など抽象度が上がった収集対象は、収集をし、群になった段階で価値が明らかになる資料ということができる。そのためには、地域に存する資料を収集することから出発するしかない。

こうした点から、民俗資料は文化財になる芽も含めて収集がなされている。一方、価値に気がつきにくいという民俗文化財は別の課題も有している。近年、この点は各地で課題となっており、除籍という形で表面化している。筆者も、以前、ある自治体より議会質問で重複している民俗資料の廃棄に関する通告を受けたことから、その回答について相談を寄せられたこともある。

民俗資料の除籍に関しては、鳥取県北栄町、北栄みらい伝承館が2018年に開催した「民具資料のお別れ展示」の開催によって大きく注目を集めた。同館では、施設の改修・再編に伴う収蔵スペースの縮小から、民具〔民俗資料〕の再整理を行い、約2,600点の民具のうち、562点の除籍を決め、同展示の開催にいたった。この企画に至る過程では、収集方針がない中の収集の結果であることが最大の課題となり、収集方針を定めた上で、方針から外れる資料を除籍の対象にしたことである（後藤2019）。こうした流れを受けて、東京大学大学院人文社会研究系文化資源学研究室主催のフォーラム「コレクションを手放す—譲渡・売却・廃棄」が2019年2月に開催された。このフォーラムの報告を行った後藤知美は「収蔵スペースの不足や財政上の問題等、資料管理上の困難からではなく、各博物館・美術館の意義や使命を確認しながら、「どういった資料・作品を収集・収蔵するべきか」という観点から（除籍に関する）議論を重ねるべき問題であることが指摘された」（後藤2019：p.77）と、フォーラムでの議論を整理している。除籍の問題を端的に整理されているが、まさに、収集方針の設定が民俗資料を民俗文化財にするだけではなく、博物館等の民俗資料自体の価値にも繋がることを示しているといえよう。

ただし忘れてはいけない点として、収集されている様々な資料は、すべての収集されている民俗資料が、民俗文化財として価値付けされているわけでは、必ずしもなく、今後民俗文化財として価値付けされる可能性があるものである、という点である。そして、そうした資料群が被災したとき、民俗文化財として修理するのか、保存するのか、除籍するのか、この課題が明瞭となる。以下、この点を考えてみたい。

IV 被災した有形民俗文化財への対処と課題

民俗文化財は、災害発生の文化財被害でも最も多く被災する資料である。特に、個人宅にて所有されるものまで含めれば圧倒的であると言っても過言ではない。一方で、個人宅の価値付けが不定な資料がどこまで救援の対象となるかは議論の分かれることである。「資料」という観点からは非現用というところが一つの原則になるかもしれないが、無形民俗文化財の用具という観点を加えると、必ずしもあてはまるものではない。こうして考えると、あまりにも多様な由来の被災した民俗資料から有形民俗文化財を見いだすことは困難である。この点が古文書などとは大きな違いである。こうした有形民俗文化財の特徴を考えたとき、災害時の民俗文化財の最初のターゲットは博物館等の収蔵資料ということになる。

では、その対処はどのようなものになるのであろうか。民俗文化財は、日常生活の中で使われてきたモノである。例えば、福岡直子は「民具は、多種多様な博物館資料の中でも本来の性質からか、身近な存在であり、しかし、あまりに身近であるがゆえに関心がなかつたり手荒い扱いに耐えなければならなかつたりしたことも多い。形態も材質もさまざまである。民具は壊れたら補修して使われてきたものであったということを考えてみても良いだろう。」(福岡2007:p.92)と述べる。そうした扱いの悪さ、修理痕も民俗文化財の価値の重要な点となる。それ故、被災した資料の扱いには難しいものがある。一方で、庶民が日用しているものであるため、取り扱いも日常的な管理の延長線で考えがちとなる。

有形民俗文化財の修理にもっぱら携わる技術者は少ないが、その中の一人、日高真吾は有形民俗文化財の修理とその課題に関して、「様々な素材で構成される民俗資料の保存技術の開発が遅れていることに鑑み、各素材に応じた保存処理の方法を技術開発することである。これは、民俗文化財の保存処理技術の多くが、出土遺物の保存処理技術を転用、もしくは応用しているという実態が背景となっている。したがって、民俗文化財の保存処理の対象となっている材質は、基本的には、その中心をなす木材や金属に限定されており、そのほかの動物素材や植物素材、あるいは石質素材や土質素材の保存処理法が確立していないという課題がある。また、近年に至っては民俗文化財を製作できる技術者も急激に減少していることから、これらの技術をいかに残していくのかということも、民俗文化財の保存を考える上で重要」(日高2015:p.194)であるとする。そのうえで、日高は、技術者として被災文化財の処置に取り組むとともに、ワークショップの開催などを通して、博物館学芸員等への技術伝達に取り組んでいる。ここで、重要な点はやり過ぎないということである。前記のとおり、民俗文化財は、汚れたときには日常使っていたときのように、たわしなどを使って洗えばよいと考えがちである。しかし、被災文化財の応急処置としては、

後の修理・保存を視野に入れて、できうる範囲の取り組みに抑えること、特に文化財として、クリーニングが表面の劣化をもたらす行為であることから、やり過ぎることの問題を伝達することに力を入れている。こうした有形民俗文化財の扱いについては、博物館業界においても必ずしも共有されているわけではない。

その上で、災害時の活動に対して日高は、「文化財のレスキューの抱える最大の課題は、文化財レスキュー後に、どのようななかたちで文化財として再生させるのかということである。筆者らも含めた文化財保存を専門とする研究者は、被災文化財に対して応急処置をおこない、ある程度安定させた状態にするところまではできる。しかし、文化財レスキューの活動だけでとどまってしまったら、それは被災文化財が再生したことにはならない。大事なのは、むしろ文化財レスキュー後の活動なのである」（日高・和高2021：p.42）と述べる。

応急処置を施した資料をその後、どのように扱い、どのように博物館、そして地域に戻していくべきなのであろうか。この点は、有形民俗文化財の防災とも密接に関わる点である。以下、検討してみたい。

V 被災有形民俗文化財の再生

文化財の救援活動は、文化財レスキューなどとして知られる、発災直後に行われる救援活動に意識が向きがちであるが、文化財レスキューを行うのは、一時保管と応急処置までである。その応急処置は、先に触れたようにその後の修復作業を行うことを前提にした、当座の進行を止める処置である。すなわち、文化財レスキューされた資料は、その後に博物館資料として、民俗文化財として何かしらの処置を行う必要があるのである。その中心は文化財修理ということになるが、1点1点に価値がある有形文化財と異なり、群として捉える民俗文化財は、その量もあいまってどこまで修理を行うかは検討が必要となる。同時に、日常使われてきた民俗資料は、博物館に収蔵されていた段階で、既に汚損していることが多く、また破損し、修理が施されていることが多い。そうした資料が災害により破損したとき、元に戻すのはどこまで求められるのであろうか。そうした課題もある。

博物館資料が被災したときには、展示等での活用を視野に入れ、被災資料の価値がどこにあるのかを見いだしながら修理・修復の道筋をつくっていくことになる。では、そうした価値付けが明確になっていない資料はどのように考えればよいのだろうか。

国立民族学博物館では、日高真吾が中心となり、東日本大震災発災から10年となる2021年3月に特別展『復興を支える地域の文化—3・11から10年』を開催している（日高2021b）。そこでは、震災復興に果たす民俗文化財の役割に焦点を当てた展示となっている。同時に、東日本大震災の文化財レスキュー事業は半年ほどの活動で終わったが、それ以降

も文化財の救援活動が続いていることを示している。

ここでは、この展覧会でも展示されていたが、加藤幸司による取り組みから考えてみたい（加藤2017・2021）。加藤は、東北学院大学教員として石巻市、旧牡鹿町収集の民俗文化財収蔵庫のレスキューに関わり、応急処置と一時保管を担った。この資料は旧牡鹿町役場を引き継いだ石巻市牡鹿総合支所が管理していたが、震災直前に市立博物館である石巻文化センターに移管される計画になっていた。震災直後、同時に被災した博物館、おしかホエールランドの調査を行った際、市職員が存在を思い出し、レスキューの対象になった案件である。旧牡鹿町収集の資料は、資料リストなどもなく、収集の記録を荷札に付けていたが、津波により多くが失われた。旧牡鹿町では、収集資料に対して価値付けをはかるための調査等は特に行われていなかった。そのため、個々の資料がどういった民俗資料であるのかはわかるが、全体の性格、民俗文化財としての価値は不明な状態となっていた。

加藤は、文化財レスキューから一歩進めて、この被災資料を地域社会に還元するための活動を開始する。まず行ったのが、被災資料の現地展示である。その主眼は、被災地である旧牡鹿町での展示を通して、資料にまつわる思い出を地元住民から聞きだそうとするものである。膨大な話の集積は、地域の暮らしの姿を浮き彫りにしていくことになる。そして住民／元住民との交流が広がり、同時に旧牡鹿町にまつわる古写真の掘り起こしなどへと活動が展開していくことになった。

この加藤の取り組みについて、加藤は「いわば博物館のハコのないところでおこなう博物館活動であり、こうした活動を「復興キュレーション」と名づけ、文化における復興まちづくりへと積極的に関与するプラットフォームとなっていました」（加藤2021：p.56）、とまとめている。それは、本稿の視角からいえば、まさに民俗文化財として被災資料に価値付けを行う博物館活動ということもできる。まさに地域に存する資料を集めることにより、その後調査研究を進めることにより民俗文化財の価値を有することができたのである。さらに、加藤が述べるように、復興まちづくりに関与するプラットフォームにまで展開できることを示している。この点は、被災という不幸な状況により、存在が忘れられていた資料が、民俗文化財となり、さらには復興に役立つところまで繋がった例である。

民俗文化財は、生活と密着しているが故に、災害という生活に大きな影響を与えるイベントに際して強く意識される存在であるし、そうなることで、文化財としての意義を明瞭に示すことができる。そして、復興後の姿を見据え、その道筋を意識できるかが、民俗文化財として救援する、対象と対処が決められることになる。単に汚損が進行している、バラバラになっている、という被災状況だけで判断できないのである。展示はできなくても、モノとして遺ることで価値を見いだすことも群として民俗文化財には可能だからである。

VI おわりに

民俗文化財の意義は災害時に明瞭になる。それ故に防災が必要である。しかしながら、ここでいう防災が、災害対応、すなわち被災した資料の応急処置・修理を通してだけでは意味がない。日高真吾は阪神・淡路大震災から、特に東日本大震災で文化財レスキューに関わり有形民俗文化財の処置に関わった経験を出発点に、地域文化の価値や意義をみいだし、未来へ継承する意欲を「文化継承主義」と名づける。それは、現代社会に適合しながら、現在の人たちに受け入れられるように適合していく必要があるとする。そのうえで、「文化の変容も受け入れつつ、可能な限り変容前の文化についても理解を深めながら継承するために、地域文化を再発見し、保存と活用を図ることが求められるのである」（日高2021a：p.367）と述べる。まさに、この観点が必要である。それは平時からの取り組みにより、価値が見いだされた有形民俗文化財が、知られていることで災害後につないでいくことができるためである。

地域にある民俗文化財は、再発見され価値付けできる仕組みをつくり、保存活用を担う体制づくりが必要となる。この仕組みづくりがまさに防災に繋がるところである。この仕組みは、日高がいう地域博物館が第一となるが、同時に、より広範な地域社会の住民との協業できる体制、加藤のような取り組みを範とするような平時の取り組みが求められている。そういう防災に繋がる取り組みを深めていきたい。

参考文献

- 加藤幸治 2017『復興キュレーション』 社会評論社
 加藤幸治 2021「牡鹿半島の地域文化—「復興キュレーション」でえがく地域の姿—」日高真吾編『継承される地域文化』 臨川書店 pp.53-66
 後藤知美 2019「「第18回文化資源学フォーラム・コレクションを手放す—譲渡・売却・廃棄—」参加記』『地方史研究』69-5 pp.75-78
 日高真吾 2015『災害と文化財』 千里文化財団
 日高真吾 2021a「地域博物館における地域文化の再発見、保全と活用」日高真吾編『継承される地域文化』 臨川書店 pp.350-369
 日高真吾編 2021b『復興を支える地域の文化』 国立民族学博物館
 日高真吾・和高智美 2021「博物館における文化財レスキュー」日高真吾編『復興を支える地域の文化』 国立民族学博物館 pp.38-42
 福岡直子 2007「民具の収集と価値付け」植木行宣監修、鹿谷勲・長谷川嘉和・樋口昭編『民俗文化財 保護行政の現場から』 岩田書院 pp.91-92